

## 増加する児童虐待と学校教育

—— ソーシャルワーカーの省察より ——

高橋 眞琴\*, 石黒 慶太\*\*

(キーワード: 児童虐待, 障がい, ソーシャルワーカー, 学校教育)

### 1. はじめに

今日、昔と比べても「虐待」という言葉は、メディアを通じてよく耳にするようになり、それほど珍しい事象では、なくなってきており、身近な社会問題として、顕在化している。「虐待」ということばが使用される場合、それは、児童虐待、障がい者虐待、そして高齢者虐待を示す場合が多い。日本では、厚生労働省がそれぞれに、虐待の定義を定めており、身体的虐待は、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど、性的虐待は、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、ネグレクトは、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど、心理的虐待は、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）などである。

加えて、自治体によっては、高齢者虐待と障害者虐待に設けられている「当人の財産を不当に処分すること、その他本人から不当に財産上の利益を得ること」とされる経済的虐待も、虐待の中の一つとして、盛り込んでいるところもある。

当然、「虐待」といっても、その中の一つのみが当事者に当てはまる場合もあれば、2つ以上が重複する場合もある。特に、児童虐待にあつては、虐待件数の数字が急増している。また、平成27年7月1日（水）からは、それまで10桁だった児童相談所全国共通ダイヤルを「189（いちはやく）」という分かりやすいゴロ合わせの3桁にし、子どもたちや保護者や養育者からのSOSの声をいち早くキャッチする取り組みも始まった。

特に、児童虐待においては、社会的養護という考えは切り離せないものとなっている。社会的養護について、小野ら（2014, P.9）は、「社会的養護とは『本来であれば親のもとで適切な環境が用意され、養育されるべき子どもたち』であるが、そうした環境が保障されない子どもたちに対して、『必要な養育環境を、国の責任において提供するための活動』であると言える。」と述べている。

このような児童虐待件数が急増しているにおいては、社会的養護ということを考えた時、当然、虐待を受けた子どもや障害のある子どもの視点で本人たちが社会で生きていく生きにくさや、子どもたちの社会的自立を考えた時の社会システムのあり方について、考える必要が出てくる。しかし、同時に、その保護者や養育者が感じている子どもの育てにくさや、そのことによって、虐待につながっていくという視点を明らかにし、その点をどのように改善すればいいのかについて、検討を加えていく必要がある。これらのことは、児童・生徒や保護者に携わる学校教員にとっても必要な資質であろう。子どもの視点でのみ虐待の問題点を考え、保護者や養育者の立場を蔑ろにし、看過してしまうことは、子どもに対する虐待の本質を没却することに繋がってしまう。

市川（2007）は、「①虐待をしてしまう保護者には日常生活を送ることに保護者自身が困難さを有していることが多く、その困難さは保護者の気質であったり、家庭における夫婦間の問題や経済的な問題であったりする。②虐待は保護者自身が抱えている心の問題が家庭や社会環境と相呼応して発生する結果と考えられる。③このような保護者の自己不信や自信喪失の状況下で、次第に保護者は悪いことの全ての原因が子どもにあると決めつけていくものと考えられ、そこにはヒトの動物的本能である弱者への攻撃性が顔を出すものと思われる。④実際にこのような環境下におかれた子どもたちは心が休まる場・時間を有せず、心身ともに疲れ果て、高度な心身の発

\*鳴門教育大学 特別支援教育専攻

\*\*大阪府岸和田子ども家庭センター

育発達障害を起こしてくる。さらに、⑤子どもが親愛する保護からこのようなメッセージを受け続けることで自己評価が極端に低くなり、自己愛が育たないばかりか、自己に対する自信ができないがゆえに、自己破壊的な行動で自己の存在証明を周囲にってしまうようになるものと考えられる。以上のような5つの事柄が虐待の本質かつその結果であろうと考えられる。」と、虐待という事象において、保護者の置かれていることも考慮しなければならぬと述べられている。

そして子どもに障がいがある場合、保護者は育てにくさを感じてしまったり、社会からの冷やかな眼差しを感じ取ってしまったりすることは少なくないだろう。つまり、子どもに障がいがあることは、保護者による子どもの虐待を引き起こす要因の一つになることも予測される。

日本においては、虐待問題の深刻化を踏まえて、児童虐待の専門家としての「子ども家庭専門相談員（仮称）」の新設も積極的に検討されている。このことから児童虐待について、考え、取り組んでいくことは急務であるといえよう。

## 2. 増加する児童虐待

日本においては、虐待問題が深刻化していると述べたが、それでは、児童虐待の件数は、どのようになっているだろうか。

全国の児童相談所における児童虐待における相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加しており、平成26年度の児童虐待に関する相談件数は88,931となっている。加えて、虐待者については、実母が半数以上を占めることも記述されている。そして、厚生労働省は、ホームページにおいて、『平成27年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）』として、平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）で、これまでで最多の件数となっていることを発表している（図）。

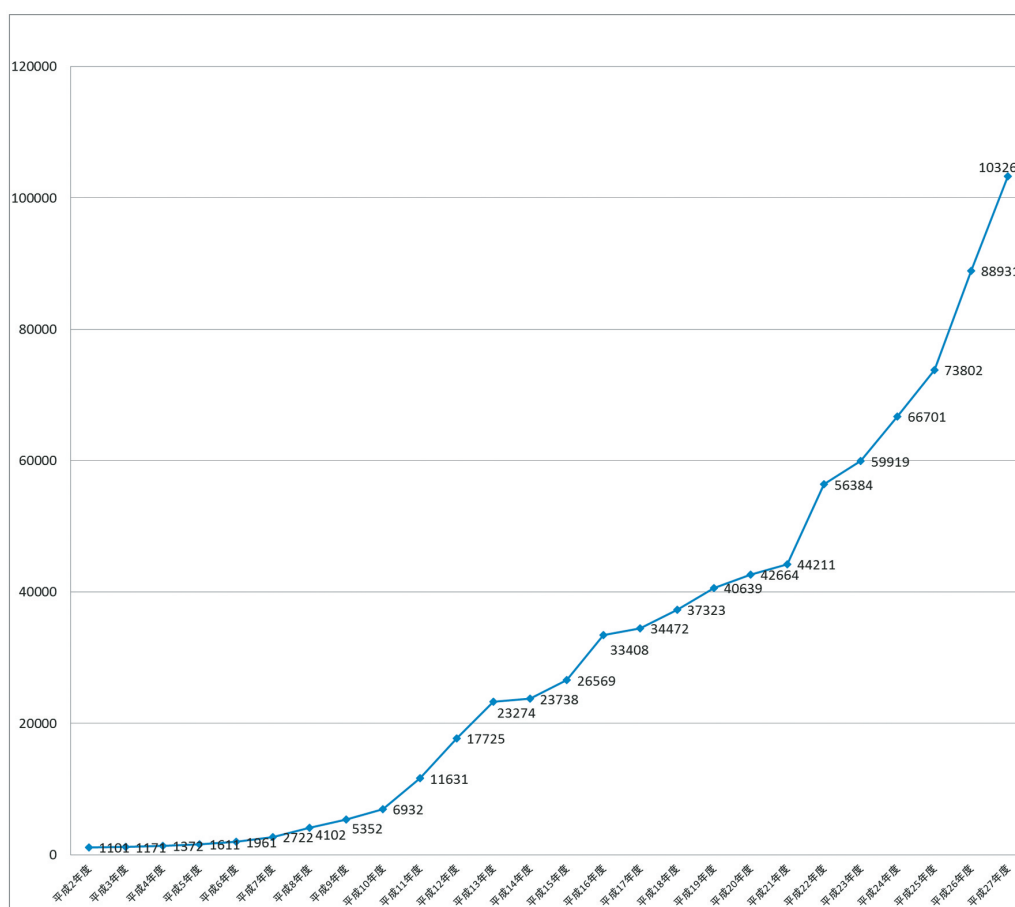


図 平成27年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）  
厚生労働省「平成27年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」より筆者ら作成

また、内閣府の発表によると、養護施設児、里親委託児の心身の状況を見ると、養護施設に入所している障がいのある児童の割合は、平成10年時点で15%弱だったのに対し、平成25年時点では40%弱と急激に増加している。また、里親委託されている障がいのある児童の割合は、平成10年時点で約10%だったのに対し、平成25年時点では30%弱とこちらも急激に増加している。いずれも知的障がい児や発達障がいなどのある障がいのある児童の割合が高まっている。

特に、児童養護施設の数には平成18年をピークに減り続けているにも関わらず、施設に入所している障がいのある児童の割合が増加しているということは看過できない。そこで、本研究においては、障がいのある子どもたちの虐待と学校教育に関する文献を概観し第二著者による実践事例を考察することで、今後の児童虐待に対する学校教育での課題について検討を加えることを目的とする。

### 3. 障がいのある子どもたちの虐待と学校教育

このような児童虐待の増加傾向の中、学校教育においても教員の役割が示唆されている。児童虐待の防止等に関する法律（最終改正：平成二八年六月三日法律第六三号）によると、第五条（児童虐待の早期発見等）において、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」「2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」「3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。」と学校教職員の児童虐待の早期発見に係る役割を示している。また、第八条においては、「市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」といった学校の教職員と地方公共団体との連携・協力について示されている。

高田・佐伯・八木（2015）は、児童虐待に対するスクールソーシャルワーカーの職務内容の課題として、①被虐待児への発達支援に応用可能なプログラムへの関与、②虐待問題以外の課題に対応できる汎用性のある実践モデルを構築するための課題解決型の実践研究、③福祉領域における家族支援を学校現場へ応用した研究、④教職員の真のニーズに根差したコンサルテーションを実施するための研究、⑤スクールソーシャルワーカーに関する職種理解が得られ、虐待対応に関して、実際上の課題に対応できる研修内容の開発をあげている。

武田（2016, p.30）は、2008、2009年度の2ヵ年間の、北海道の児童相談所の虐待受理事例について取り上げ、「虐待発生の要因として①経済問題の経験、②離婚等家族関係の変動、③夫婦間の暴力、④子どもの障害、⑤親の精神疾患、⑥社会的孤立」があり、「障害や疾病など個々の問題に対する社会的支援がより充実し、家族の経済的困難に対応できる社会資源が十分にあれば、避けられる可能性もある」と社会資源の重要性を述べている。

辰巳（2015）は、「児童自身にも何らかの問題を抱えている養護問題が顕著になってきている」とした上で、「在宅指導になった場合も子どもや保護者の様子を24時間体制でモニターすることは、不可能であり、良好な相談関係を維持しながら家族への支援、保育所や幼稚園、学校などの機関と連携・協力を進めながら援助とモニタリングを続けなければならない」と児童養護施設と関係機関との連携の重要性を述べている。

李・安達（2015）は、小学校教員の児童虐待に関する認識と対応について、研究を行っている。その結果、「教師の職歴、虐待に関する知識、学習経験、被虐待児童との遭遇経験などは、教師における虐待判断に影響を与えており、職歴が長い場合、知識がある場合、学習経験がある場合、被虐待児童との遭遇経験がある場合などは、そうでない場合に比べて、虐待判断率が高い傾向がみられた」と述べ、学校教員の経歴や知識、経験が虐待判断に与える影響について示唆している。

発達障害者支援法（最終改正：平成二八年六月三日法律第六四号）では、第十二条の権利利益の擁護において、「国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別され、並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすることその他の発達障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。」と定めており、今後は、学校教員全体が、障がいのある子どもへの虐待についても、丁寧に対応し、虐待の防止に努めていくことが

求められるだろう。

#### 4. 実践事例の概要と研究方法について

第二著者は、社会福祉士であり、児童虐待に関わる専門行政職員であるが、現在の本務に従事する前には、学校教員として、障がいのある幼児児童生徒への教育経験及び、ソーシャルワーカーとして、施設利用者に対する相談支援経験を有する。これまで、エスノグラフィーに基づく実践的研究を行ってきた。例えば、石黒・高橋・津田（2016）においては、ソーシャルワーカーの専門性に関連する先行研究を取り上げた上で、障がい者向けの生活介護、就労移行支援、就労継続支援の多機能型施設のフィールドノートについて、会話分析を試みた研究を行い、障がいのある利用者を中心とした個別の支援計画の作成のあり方について、ソーシャルワーカーのジレンマを描出しながら、考察を加えた。中村（2015, p.4）においても、「学校及び教員は、虐待対応の役割が求められている」と同時に、様々な課題やジレンマを抱えながら、役割遂行に努めている。こうした課題やジレンマに一定の整理の目処を示すことが重要であるが、その検討は教育現場の事情や現場教員の感覚をよく知らないままに展開しても、現場で役に立たないものになってしまう恐れがある」と述べ、虐待を受けた子どもの対応経験がある中学校の教員を事例提供者とし、保護者との関係、生育歴、虐待対応の経緯が時系列に記録された内容を研究対象としている。その事例は、特別支援学級在籍者のものとなっている。

そこで、本論においては、障がい（自閉症）のある子どもに対する移動支援の20xy年6月～200xy年+1年3月の第二著者による実践記録に基づいて、考察を深めることとする。実践記録を用いることで、当時の第二著者による実践およびありのままの気持ちをソーシャルワーカーとして、省察することができ、障がいのある子どもへの虐待をめぐる対応とその課題の手がかりになることが考えられるためである。第二著者による実践記録は、学校教育での教育実践経験がある第一著者とともに、検討・考察を加えた。また、内容を表すテーマを各実践記録の前に付与する。

本研究を進めていく上では、倫理的配慮として、公益社団法人 日本社会福祉士会の倫理綱領に沿って、関係者には説明を行い、実践研究記録に関する承諾は得ているが、関係者及び事例が特定されないように、具体的な場所、名前、固有名詞や日付は明示していない。

#### 5. 障がい（自閉症）のある子ども向けの移動支援に従事する支援者の経験

##### (1) 実践記録1 言葉では表現できない不可解さ

高校生の頃から将来、障がいのある子どもに関わる仕事がしたいと思っていた第二著者は、大学生になるとすぐにガイドヘルパーの資格を取得し、移動支援事業所に学生支援者として従事した。その時の筆者は、何故か小学生くらいの子とも関わりたいという思いが強く、事業所の所長をお願いをし、障がい（自閉症）のある子どもの移動支援をさせていただいた。その時の筆者は、障がいのある子どもに対して特に偏見はなく、逆に障がいのある子どもは守ってあげないといけないというような考えをもっていた。それ以上に、障がいのある子どもに対する移動支援をできると分かった日は非常に嬉しく、また、移動支援の初日は何とも言えない喜びを感じていたことを今でも鮮明に覚えている。その子ども（以下、優太くん（仮名）とする）に対する移動支援は、平日は学校終わりに迎えに行き、夕方の18時頃まで一緒に過ごして、それから自宅に送り届けるというものだった。また休日やその子の学校が休みの日には直接自宅に迎えに行き、送り届けるというものだった。

以下の会話は、第二著者が自宅に初めて優太くんを迎えに行った時の記録である。

今日は、初めての移動支援の日だった。優太くんには、「このお兄ちゃんと遊べて楽しかった。」と言ってもらえると嬉しいし、保護者には、「この人になら子どもを預けても安心」と思われるようになりたいと思った。優太くんは、すんなりと私を受け入れてくれたようだった。すぐに手を繋いでくれたし、いっぱい話をしてくれた。会話が続かなかつたり、パニックになって大きな声を出したりしたらどうしようという不安もあったけど、相性が良かったのか全く何も問題はなかった。だけど、自宅に迎えに行った時の母親の「言うことを聞くこと。迷惑かけないこと。」という言葉や、自宅に送り届けた時の「言うこと聞けた？迷惑かけなかった？」という言葉には寂しさを感じた。どうして笑顔で自分の子どもに「楽しめてよかったね。」と言えないんだろうと感じた。一応、「すごくいい子でしたよ。一緒に楽しく過ごすことができました。」と母親に伝え、別れる前に、優太くん

は「また遊ぼうね」と伝えものの、言葉では何とも表現できない不可解さがあった。初日だったから母親も「子どもが他人に迷惑をかけるかもしれない」と心配になっていたのだろうか。少しずつ保護者から信頼してもらえるように努力しよう。

(20xy年6月12日の実践記録より)

## (2) 実践記録2 表情がない優太くん

次の記録は、平日に、優太くんを直接学校に迎えに行った時の記録である。優太くんは、特別支援学級に在籍しており、当然、通常学級の教員との関わりよりも、特別支援学級の担任との関わりが深く距離が近い。第二著者は、優太くんを迎えに学校に向かっている時には、優太くと特別支援学級の担任との距離は非常に近く、特別支援学級の担任は優太くんを心の底から温かく受け入れ、優太くんは、学校生活を楽しく送っているものだと想像していた。

しかし、実際に迎えに行った時の優太くんの表情は、前回自宅で会った時とは全く異なり、別人のように固まっていた。そんな表情をしている優太くんを見た時は、迎えに行った学校を間違ってしまったのではと疑ってしまっていた程だった。また、特別支援学級担任の優太くんに関わる姿に驚き、筆者はショックを受けていた。

学校に迎えに行った時には、笑顔でこっちに来てくれると思っていたけど違っていた。表情はなく、僕を見つめて固まっていた。そんな表情を見た時には、「どうしてここにいるの?」と言われていた気がして、私は、前回の関わりが原因で受け入れられていないのかもしれないと不安になった。しかし、違っていたようだった。特別支援学級担任の「すみません。すぐに準備させますんで」に、私は「大丈夫です。どうぞ気になさらないで下さい」と応えた。その直後、特別支援学級の担任は彼に対して、大声で「何でまだ着替えられてないの! さっさと着替えなさい! 10秒以内ね。いーち、にー、さーん……きゅーう。やればできるな」と叫んだ。彼の慌てて着替えだす姿や、怒られまいと必死にバタバタとしている姿に、私は、何も声をかけてあげられなかった。

学校を出発し、校門を出てすぐに、私は、「学校は楽しい? 先生は優しい?」に対して、案の定、優太くんは、「先生は怖い、嫌だ。学校は楽しくない。」と言った。続けて、優太くんに「前に、一緒に遊んだ時と全然、顔が違ってたよ。」と声をかけると、優太くんは、すぐに、「大人しくしといたら怒られないから。」と応えた。彼は、私が子どもの時よりも、ずっと周囲の状況を考えて行動している。私がガイドヘルパーをしている時は、学校での嫌な生活を忘れられるように、そして、「学校が終わったら、お兄ちゃんと遊びたい」と思えるような関わりをしよう。

(20xy年6月20日の実践記録より)

## (3) 実践記録3 母親の行動への衝撃

次の記録は、休日のヘルパー支援を終え、優太くんを自宅に送りどけた時の記録である。自宅のインターホンを押してきた時の優太くんの母親の表情は明らかに険しかった。この時、第二著者は、何故か不思議と嫌な予感がし、危機感を感じていた。その予感の的中し、母親のイライラは優太くんに向けられ、優太くんは、母親から顔をビンタされた。

今日は、優太くと電車に乗って動物園に行ってきた。優太くんから積極的に話してくれたし、またお出かけがしたいと言ってくれて嬉しかった。スキップしたり、手を繋いだりする彼を見ると僕もすごく嬉しかった。こんなほほえましい彼の姿を見ると、彼の母親も嬉しいだろうと思っていた。でも、インターホンを押してきた母親の顔は険しく、大きな声で「さっさと中に入りなさい」という彼に向けて、大声で発せられた言葉にも驚いたけど、固まっている優太くんに向けて、続けざまに、外にも響きわたる大声で「早くって、言ってるでしょ」と言いながら、優太くんの左頬をビンタする姿には、私自身が衝撃を受け、固まってしまった。こんなにも固まっていることを自分でも感じたのは今日が初めてだった。優太くんの母親も叩いていることを見られてしまったことに気まずさを感じたのか、すぐに「失礼します!」と言って、彼の手を強く引っ張って、家の中に入ってしまった。

今日は、本当に自分の目を疑った。これまで優太くんから「お母さんが怖い」とは聞いていたけど、彼の話から想像していたものと違った。障がいのある人たちは社会から偏見をもたれたり、差別されたりすることが多いと思う。せめて、家族は温かく関わり、何があっても味方でいてくれるものだと思っていたのに、今日の母親の

彼に対する姿を見て、とても悲しかった。もしかすると、こういった子どもを怒鳴ったり、叩いたりすることは他でも普通にあることかもしれない。私は、ガイドヘルパーとして彼に関わっている。私の役割は、優太くんに楽しい時間を過ごしてもらうことではなくて、優太くんの母親のレスパイトがメインなのだろうか。私はどこまでの関わりができているのだろうか。そして、私は、何の役に立っているのだろうか。

(20xy年7月9日の実践記録より)

#### (4) 実践記録4 母親の疲弊

以下は、第二著者が優太くんのガイドヘルパーを始めて2年が経過し、優太くんを自宅に送り届けた時のいつもとは違う母の発言と様子の記録である。優太くんの母は、疲れ切った様子で優太くんの自宅での様子と悩みを筆者に吐露してくれた。

優太くんが自宅で暴れて、ベランダのガラスを割ったり、マヨネーズを部屋にまいたり、母親を殴ったり……障がいがあるかならうが、中学生になった男の子には、女性では抑えきれない程に力があるだろう。母親の顔にあった傷と痣を見た瞬間、彼が中途半端ではなく、物凄い勢いで暴れたことが分かる。それと同時に、ガイドヘルパーである僕に何でこんなことを話したのだろうか。信頼してくれているというよりも、誰かに話さずにはいられないという思いを感じた。そして、彼が病院で「強度行動障がい」と診断されたことも話してくれた。話してくれたと言うよりも、聞かされたという感覚の方が強い。私は、彼が「強度行動障がい」と診断されたと聞いた瞬間に、彼が母からビンタをされている光景と学校の先生から厳しくされている光景が浮かんできた。もう後戻りもできないし、これからをどうするのかを考えていけないうらいだろうけど、もし、日頃から彼が母親から叩かれたり、学校の先生から厳しくされたりせずに、彼の目線で、温かく関わっていればこんなことになっていなかったかもしれない。本当は一番苦しいのは、優太くんではないだろうか。

(200x+2年7月9日の実践記録より)

#### (5) 実践記録5 施設入所

以下の記録は、優太くんに対するガイドヘルパーとしての関わりが最後となった日の記録である。つまり、優太くんを自宅に送った時に、優太くんの母親から、本児が施設入所になったと告げられた日の記録である。母親からは、「優太が自宅にいることで家庭が崩壊し、通常の生活が送れないために施設入所をさせた」と告げられた。その時の優太くんの母親の表情が清々しいものであったことが、今でも目に焼き付いている。

今日は、優太くんの母親から「今までありがとうございました。助かりました。」と言われた。その理由は、「自宅から離れて施設に入所するから」というものだった。優太くんには、「少しの間、お泊りをしようね」と伝えられているとのことだった。これまで、家族は子どもを守るものだと思っていた私にとっては理解し難い発言だった。特に、母親が子どもを自らの意志で手放すという行為について、正直、「何を考えているのだろうか」と思った。

障がいのある人たちの中には、自ら意思表示を周囲に伝えることができない人は少なくない。子どもであれば、なおさらそうだろう。以前、優太くんの母親が「児童相談所の職員が自宅に来て、家の中で暴れているのは子どもなのに、親が虐待をしているのではと疑われてしまいショックを受けた」と話してくれたことを思い出した。児童虐待や児童養護施設ということばもよく耳にするが、今回の優太くんのように、障がいが原因で、家族から施設に入所させられるケースはどのくらいあるのだろうか。言い換えれば、施設に入所している子どもの中に、障がいのある子どもはどれくらいいるのだろうか。このような実態は、あまりメディアでも取り上げられていないし、聞いたことがない。このような実態を調査し、少しでも施設に入所する障がいのある子どもたちの数が少なくなればと思う。

(20xy+2年11月22日の実践記録より)

## 6. 考察

以下では、第一著者と第二著者で各実践記録に対する考察を加えた上で、学校教育での今後の課題を検討していくこととする。

### (1) 「実践記録1 言葉では表現できない不可解さ」について

優太くんの自宅に迎えに行った時の母親の「言うことを聞くこと。迷惑かけないこと。」ということばや、自

宅に送り届けた時の「言うこと聞けた？ 迷惑かけなかった？」ということばは、優太くんの母親の「自分の子どもが他者に迷惑をかけないか」という不安や心配の現れだと捉えることができる。柘植（2009, p. 27）は、「乳幼児期、子どもが障害を持つ親は、定型発達をする子どもの親と同じような要因でストレスを感じるということがわかっている。ストレスの要因が変わらないのは、育児そのものが親にとってストレス要因であるからであろう。しかし、その点で同じであってもそれによって生じるストレスの程度は、障害のある子どもの親が定型発達の子どもの親に比べ格段に高いことがわかっている。とくに、このことは母親について言える。」と述べている。しかしながら、今回の事例においては、優太くん自身が母親のストレスや不安を感じ取ってしまった結果、行動の障がいが増進化したことも予測される。

第二著者がことばでは表現できない不可解さを感じた原因には、「家族は、そして特に母親は、子どもに何があっても愛して、何が起ころうとも守り抜くという勝手な理解があり、優太くんの母親から発せられた言葉によって、自分の想像が覆されたことによるもの」と考えられる。このことは、一般社会における「障がいのある子どもにとっては、母親の愛情が不可欠で、母親から守られるべきものである」といった障がいの個人モデル観に依拠する部分であろう。今回、第二著者は、ガイドヘルプの実践を通して、自閉症である優太くんとの関係形成を図っているわけであるが、社会全体で、障がいのある子どもと家族を受け止める支援が必要であろう。

## (2) 「実践記録 2 表情がない優太くん」について

この記録の中では、「学校は楽しい？ 先生は優しい？」に対して、優太くんは、「先生は怖いし、嫌や。学校は楽しくない。」と言っている。続けて、「前に一緒に遊んだ時と全然、顔が違っていたよ。」という、優太くんは、すぐに「大人しくしといたら怒られないから。」と応えている。このことから優太くんの言動にズレが生じていることが分かる。通常、人間は、物事が自分に対して持つ意味にのっとって、そのものごとに対して行為するというものである（ブルーマー、1991）。しかし優太くんは、学校や担任に対して否定的な思いを抱えているにも関わらず、その思いを学校や担任にぶつけることなく、逆に大人しくし、口を閉じていた。

前田（2009, p40）は、「障害者は、障害者というアイデンティティとか立場を引き受けるにせよ拒絶するにせよ、常に「障害者」として振る舞わなければなりません。」と述べ、続けて「対照的に、健常者は、健常者というアイデンティティはおろか、健常者という立ち場を自覚する必要すらないのです。」とも述べている。

優太くんが学校の特別支援学級の担任からの発言を受けての態度は、まさに、前田（2009, p40）が述べているところと同じであり、優太くんが自分の思いを教員に伝えるのではなく、発言者である教員の期待や意図に従おうとしていることが推察できる。

NPO 法人滋賀大キッズカレッジ手記編集委員会（2010）では、発達障がいのある子どもたちの保護者の手記が編集されている。

そこには、「子どもは学校で一日の大半をすごします。子どもは先生を選べません。先生の態度ひとつで繊細なこの子たちは左右されてしまいます。誰だって『お利口さん』は好きでしょうから。」（前掲書, p. 60）と述べられている。このように障がいのある子どもたちの中には、自分の思いを思うように伝えることができず、学校生活を過ごしている場合もあるのではないだろうか。

## (3) 「実践記録 3 母親の行動への衝撃」について

この記録には、母親の子どもに対する暴力による支配が示されている。母親の「さっさと中に入りなさい」という優太くんに対する言葉に続けて、外にも響く大声で「早くって言ってるでしょ」と言って、彼の左頬をビンタする姿勢から、母親が子どもを支配し言うことを聞かせようとしている。本来、優太くんの立場で考えると、ガイドヘルパーの支援を受けて自宅にヘルパーと帰ってきた際には、ガイドヘルプを受けている優太くんがこの場面での主体のはずである。しかし、ここでは優太くんは、この場面での主体として扱われていない。つまり、この場面では、母親には子どもの意思を尊重したり、子どもの話を傾聴したりする姿勢はなく、物事のイニシアチブは母親が握っているように見える。子どもは親の所有物となり、時にそれは暴力をもって証明されてしまうという現実を第二著者は、目の当たりにしてしまった場面である。

佐々木（2008, p. 28）は、「感情コントロールが苦手な子をもつ場合、えてして親はかかわり方をまちがえてしまいやすいのです。ついつい、ほかの子と同じようになってもらおうと、無理な力をかけてしまうのですね。」とわが子へ叱責傾向があることを示唆している。また、そのような子どもたちは「集団行動で迷惑をかけるでしょうし、親も振り回されてふらふらになるでしょう。そのままではいいはずないと、親だからこそ思ってしまうことでしょう。けれど、その思いを乗り越えて『この子はこのままでいいんだ』と、

そういうところから出発してほしいのです。」(佐々木, 2008, p.29)と述べている。母親には、優太くんへの子育ての不安やイライラ感があったのだと推察されるが、学校教育においても、このような発達障がいのある子どもたちの保護者の子育てをサポートできる教員の専門性も必要であると考えられる。

#### (4) 「実践記録4 母親の疲弊」について

第二著者の経験では、強度行動障がいでは、「直接的な他害」「間接的な他害」「自傷行為」が非常に多い頻度で見られ、通常的环境下では対応が非常に困難な特性があり、個人の要因だけでなく、これまでの環境要因も大きな要因である場合が多かった。優太くんの場合、第二著者と初めて出会った時には、「強度行動障がい」という姿も想像できない程に理解力も高く、同年齢の子どもと比較しても決して、自分本位で動く子どもではなかった。むしろ、どのように振る舞えば、大人の期待に応えることができるか、また、大人から抑圧されずに、苦痛な時間を過ごさずにすむのかを優太くんが知っている様子だった。

虐待や親権、親子関係などの司法臨床についての研究、発達障がいに関する支援や心理的援助についての研究をしている橋本(2011, p.47)は、「虐待研究が進むにつれ、虐待が子どもに及ぼす心身への影響は図りしれないことが明らかとなってきました。また、虐待が将来的には子どものさまざまな問題行動や精神的な疾患を生むこともわかってきました。」と述べている。自閉症である優太くんの家庭内の暴力や他害などは、他の障がいのある子どもたちでも、自閉症、知的障がい者、精神薄弱者、精神病者などでも顕在化する場合がある。懲罰による支配 *controlling-punitive* は、子どもは親に対して敵意を見せる(リヴィー・オーランズ, 2005, pp.103-104)といった研究もある。これまでの優太くんへの周囲のこまやかな対応、すなわち環境要因が優太くんの強度行動障がいを誘発したとも推察される。

しかしながら、今回の事例のように、母親が疲弊している状態に対して、学校教員をはじめとして、子どもと長い時間関わっている関係者は、センシティブな姿勢をもつことも必要であろう。谷口(2011, p.119)によると「米国は児童虐待・育児放棄を防止するための法的な基準が高い。子どもが大人から傷つけられていることはないか、放っておかれていることはないか、学校や小児科医だけでなく、一般の市民の中でも虐待や育児放棄を防止しようという意識は高い」と述べている。笹川(2015, p.61)は、「家庭での子育てを困難にしている要因としては、①地域社会において人と人とのコミュニケーションが希薄化している。②家庭において子育てをしている母親は孤立化してしまい、育児への負担や不安を感じる人が増加している。③育児不安や産後うつ、児童虐待などの社会問題に対しても有効な解決策は見出されていない。こうした子育てを困難にしている要因に対して、少しでも子育ての不安や負担を軽減するためにも地域を核とした総合的な支援体制が必要である子育てを学校や地域で支えるシステムも必要であると考えられる。」と述べている。学校教員の専門性においては、子育て困難の対応や学校・家庭・地域との連携に関する内容の充実が望まれるだろう。

#### (5) 「実践記録5 施設入所」について

この記録の中の母親の「今までありがとうございました。助かりました。」という発言には、優太くんに対するガイドヘルプの支援が本日で最後だから、優太くんが筆者との関わりを通して社会性を身につけたという子どもの発達に対する感謝を表しているのではなく、優太くんと家族が少しでも離れて過ごす時間を第二著者が確保してくれたことに対する感謝の言葉だと理解できる。また、母親は、優太くんを施設入所させることに対する非難を避けるために、家庭内暴力や、それに起因する家庭崩壊について、切り出したとも推察できる。また、優太くんの強度行動障がいの原因については、周囲の関わりに起因する環境要因は、放棄され、優太くんが施設に入所することになった原因は、優太くんの自身の行動障がいにあり、家族は、その「被害者」となっていることも理解できる。

バック(2014, p.239)では、ADHDのあるスーザンが障がいのある学生として扱われていく過程について、「スーザン自身が経験した困難と彼女が周囲に与えた困難が、共に彼女自身の特性であるとされている。つまり、それらは、ADHDという彼女の疾患によるものと考えられたのである。」と述べているが、周囲による優太くんへの対応が、彼自身の行動障がいを顕在化させ、施設入所に至った要因となっていることを推察すると今回の事例は、*disabling* (社会が作り出す障がい)の一つではないかとも考えられる。



## 7. まとめ

本研究においては、障がいのある子どもたちの虐待と学校教育に関する文献を概観し第二著者による実践事例を考察することで、今後の児童虐待に対する学校教育での課題について検討を加えた。児童相談所での児童虐待相談対応件数は、年々増加し、その中には、障がいのある子どもたちも含まれている場合もある。学齢期の子どもたちが長い時間過ごす場所は、学校であり、障がいのある子どもたちにとっては、教室は、温かで気持ちを落ち着けて過ごすことができる居場所である必要がある。そのためには、学校教員の専門性においては、家庭における子育て困難へのセンシティブな視点、学校・家庭・地域との連携に関する知見、障がいのある子どもたちの特性に対する理解と対応が求められるだろう。また児童虐待は、「社会的背景も含めて、横断的に考えなければならぬもの」として捉え、起こっている現象は、重層的・複合的であるという視点をもつことが不可欠（石黒、2016）である。今後も児童虐待に関連して、本研究のような共同研究を行っていきたいと考えている。

## 引用・参考文献

- 石黒慶太・高橋眞琴・津田英二「ソーシャルワーカーの組織内連携におけるジレンマ —— 当事者中心の視点はどうのように守られるか ——」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要第10巻1号, 2016年, pp. 109-116
- 石黒慶太「児童虐待の防止啓発活動が母子家庭の母親にもたらす影響に関する研究～啓発活動から生じる葛藤と排除の強化～」日本教育福祉学会『人間教育と福祉』第5号, 2016年, pp. 11-23
- 市川光太郎『児童虐待へのアプローチ』中央医学社, 2007年, p. 3, p. 4
- ウエイン・ベック著／高橋眞琴訳「エーリッヒ・フロム思想からみる注意欠陥多動性障害と教育における障害」堀正嗣監訳『ディスアビリティ現象の教育学：イギリス障害学からのアプローチ』, 2014年, pp. 228-252
- NPO 法人滋賀大キッズカレッジ手記編集委員会編, 編集代表 窪島務『ぼく、字が書けない だけど、さぼってなんかいない』文理閣, 2010年, p. 60
- 小野澤昇・田中利則・大塚良一『子どもの生活を支える社会的養護』ミネルヴァ書房, 2014年, p. 9
- 神庭重信『DSM-5を読み解く？伝統的精神病理 DSM-IV ICD-10をふまえた新時代の精神科診断』中山書店, 2014年
- 笹川拓也「地域を基盤とする家庭支援のあり方」川崎医療短期大学紀要35号, 2015年, p. 61
- 佐々木正美 (2008) 『「育てにくい子」と感じたときに読む本 —— 悩み多き年齢を上手に乗り越えるためのアドバイス』主婦の友社, 2008年, pp. 28-29
- 佐藤善信・高橋広行・徳山美津恵・吉田満梨『ケースで学ぶケーススタディ』同文館出版, 2015年
- 全国地域生活支援ネットワーク『行動障害のある人の「暮らし」を支える強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修・実践研修〕テキスト』中央法規出版, 2015年
- 高田豊司・佐伯文昭・八木修司「日本におけるスクールソーシャルワーカーの現状と今後～児童虐待の観点からの文献的展望～」関西福祉大学 社会福祉学部研究紀要 第18巻第2号, 2015年, pp. 1-10
- 武田玲子「学習支援事業における児童虐待予防の可能性 —— 寄り添い型学習支援の支援者へのインタビューより探る ——」明治学院大学研究所年報第46巻, 2016年, pp. 35-48
- 辰己隆「児童虐待対応における一考察 —— 児童養護施設での事例を通して ——」関西学院大学教育学論究7巻, 2015年, pp. 71-80
- 谷口輝世子『子どもがひとりりで遊べない国, アメリカ 安全・安心パニック時代のアメリカ子育て事情』生活書院, 2011年, p. 119
- 柘植雅義・井上雅彦 (2009) 『発達障害の子を育てる家族への支援』金子書房, p. 27
- テリー・M・リヴィー・マイケル・オーランス著 藤岡孝志・ATH研究会訳『愛着障害と修復的愛着療法：児童虐待への対応』ミネルヴァ書房, 2005年, pp. 103-104 = Terry M. Levy and Michael Orland (1998) Attachment, Trauma, and Healing: Understanding and Treating Attachment Disorder in Children and Families, Child Welfare League of Amer.
- 内閣府『子供・若者白書』日経印刷株式会社, 2015年, p. 53
- 中村直樹「学校における児童虐待の対応と課題 —— 教員の虐待事例の分析を通して ——」北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)第66巻第1号, 2015年, pp. 1-11

ハーバート・ブルーマー，後藤将之訳『シンボリック相互作用論 ―パースペクティブと方法―』勁草書房，1991年，p.2

橋本和明『虐待と非行臨床』創元社，2011年，p.47

前田拓也『介助現場の社会学 ―身体障害者の自立生活と介助者のリアリティー―』生活書院，2009年，p.40  
児童虐待の防止等に関する法律（最終改正：平成二八年六月三日法律第六三号）

李 璟媛・安達由貴「小学校教員における児童虐待に関する認識と対応」岡山大学大学院教育学研究科研究集録 159号，2015年，pp.61-69

# **The Role of School Education in Responding to Increasing Child Abuse From the reflection as a social worker**

TAKAHASHI Makoto\* and ISHIGURO Keita\*\*

Nowadays, Child abuse in Japan is increasing, and the number of cases handled by welfare officials reached high records. In the cases of child abuse, some disability matters are involved.

Children spend a large portion of their time in school, the role of educators in responding to child abuse is important.

The aim of this study was to think the role of school education in responding to child abuse in the reflection as a social worker in our practice. From reflection and examination of cases, controlling-punitive and disabling of the children were suggested.

Educators are in a position to provide support to children and their families, and they should be sensitive to child abuse matters.

---

\*Department of Special Needs Education, Naruto University of Education

\*\*Kishiwada Child and Family Center, Osaka Prefecture